

申立書記載例 4

本案の開示命令の申立てと消去禁止命令の申立てとを一通の書面で行う場合の記載例
ただし、この記載例は、侵害関連通信を媒介したアクセスプロバイダ（先行するコンテンツプロバイダに対する提供命令により申立人に名称及び住所が提供されたもの）を相手方として、プロバイダ責任制限法 8 条、5 条 2 項に基づいて開示命令の申立てをする場合のものである。

（収入印紙）

発信者情報開示命令申立書兼消去禁止命令申立書

令和〇年〇月〇日

東京地方裁判所民事第 9 部 御中

申立人手続代理人弁護士 甲 野 太 郎 印

当事者の表示 別紙当事者目録（略）記載のとおり

発信者情報開示命令申立事件

消去禁止命令申立事件

先行事件の表示¹ 東京地方裁判所令和〇年（発チ）第〇〇〇〇号発信者情報開示命令申立事件

申立ての趣旨

1 発信者情報開示命令の申立て

相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の情報を開示せよとの裁判を求める。

2 消去禁止命令の申立て

相手方は、前項の申立てに係る発信者情報開示命令申立事件（当該申立てについての決定（当該申立てを不適法として却下する決定を除く。）

¹ 発信者情報開示命令事件手続規則 2 条 1 号の表示である。なお、同条 2 号に当たる場合はその旨を記載する。

に対して異議の訴えが提起されたときは、その訴訟)が終了するまでの間、別紙発信者情報目録記載の情報を消去してはならないとの裁判を求める。

申立ての原因

第1 当事者等

申立人は、(略)である。

相手方²は、インターネット接続サービス事業を運営する株式会社である。

申立人は、〇〇(以下「CP³」という。)の運営するソーシャルネットワークワーキングサービス「〇〇」(以下「本件サイト」という。)に投稿された別紙投稿記事目録記載の記事(以下「本件記事」という。)によって、後記のとおり、その権利が侵害された。

本件サイトは、インターネットを利用してメッセージ等を投稿することができる情報ネットワークである。本件サイトに投稿された情報は、インターネットにより本件サイトにアクセスする不特定の者によって受信されることとなる。

第2 発信者情報開示命令の申立て

1 開示関係役務提供者該当性⁴

申立人は、本申立てに先立ち、本件サイトを管理するCPに対して、

² いわゆるアクセスプロバイダ(A P)を相手方とする場合の記載例である。

³ 本申立ての後、CPに対する開示命令事件の手續と本申立てに係る開示命令事件の手續とが併合されることを想定されている。

なお、手續の併合がされたときは、併合前に各事件の手續でされた事実の調査及び証拠調べの結果は、原則として当然に併合後の裁判資料となるから、各当事者は、各事件に提出済みの主張書面、証拠等について、併合対象事件の反対当事者にも直送することが求められる。

⁴ 本件と異なり、相手方が侵害情報の送信を媒介した者であるときは、プロバイダ責任制限法5条1項の特定電気通信役務提供者に当たる旨を主張する。

本件記事に係る発信者情報開示命令及び提供命令の申立てを行い（東京地方裁判所令和〇年（発チ）第〇〇〇〇号発信者情報開示命令申立事件及び同年（モ）第〇〇〇〇号提供命令申立事件）、提供命令が発令された。

申立人は、上記提供命令に基づき、C P から、本件記事の投稿に用いられたアカウントにログインするために行った識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、当該投稿と最も時間的に近接するもの（以下「本件ログイン通信」という。）に係る I P アドレス等により特定される他の開示関係役務提供者の氏名等情報として、相手方の氏名及び住所の提供を受けた（甲 A 1⁵）。

そのため、相手方は、インターネット接続サービスに供される電気通信設備を用いて本件ログイン通信を媒介した者であるから、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）5条2項に規定する関連電気通信役務提供者（開示関係役務提供者）に該当する。

2 本件記事に係る発信者情報の保有

申立人は、C P に対し、速やかに本申立てをした旨の通知をする予定である。

相手方は、上記提供命令に基づき、C P から、本件ログイン通信に係る発信者情報の提供を受けることができる。したがって、相手方は、別紙発信者情報目録記載の情報を保有するということができる。

3 プロバイダ責任制限法5条2項1号及び2号該当性

(1) 権利侵害の明白性

⁵ 相手方 A P が複数となるときは、相手方 A P ごとに甲 A 号証、甲 B 号証などと証拠の符号を変えると便宜である。なお、C P に対する申立てに係る証拠は「甲号証」とすることを想定しており、手続の併合がされても区別可能である。

別紙権利侵害の説明記載のとおり

(2) 開示を受けるべき正当な理由

(略)

4 小括

よって、申立人は、プロバイダ責任制限法 8 条、5 条 2 項に基づき、相手方に対する別紙発信者情報目録記載の情報の開示命令を求める。

第 3 消去禁止命令の申立て

現段階では、相手方が別紙発信者情報目録記載の情報を任意に保存するか否かは明らかではなく、上記開示命令の発令を待っては、相手方におけるアクセスログの保存期間を徒過し、本件記事の発信者を特定することができなくなるおそれがある。

よって、申立人は、プロバイダ責任制限法 16 条 1 項に基づき、相手方に対する別紙発信者情報目録記載の情報の消去禁止命令を求める。

附属書類

- 1 申立書写し 1 通
- 2 証拠説明書 1 通
- 3 甲号各証の写し 各 1 通
- 4 相手方の資格証明書 1 通
- 5 手続代理委任状 1 通

(別紙)

発信者情報目録⁶

東京地方裁判所が令和〇年〇月〇日付けでした同年(モ)第〇〇〇〇号提供命令申立事件の提供命令に基づき□□□□から下記電気通信による送信に係る発信者情報として相手方に提供されたIPアドレスを、同様に提供された同IPアドレスを割り当てられた電気通信設備から□□□□の用いる電気通信設備に下記電気通信による送信が行われた年月日及び時刻頃に使用して、別紙投稿記事目録記載の接続先IPアドレスに接続した者に係る次の情報

- 1 氏名又は名称
- 2 住所
- 3 電話番号
- 4 電子メールアドレス

記

別紙投稿記事目録記載の記事の投稿に用いられたアカウントにログインするために行った識別符号その他の電気通信による送信であって、□□□□が保有するもののうち当該投稿と最も時間的に近接するもの

⁶ 相手方APが、CPから提供されるプロバイダ責任制限法5条2項の通信に係るIPアドレス及びタイムスタンプと、CPの用いる電気通信設備に係る接続先IPアドレスとにより、アクセスログを探索して契約者の特定を試みることを想定した記載例である。通信が暗号化されているなどの理由で、相手方APにおいて接続先(投稿用)URLが契約者の特定に用い得ない場合などにこのような記載をすることが考えられる。

なお、相手方APがアクセスログを探索して契約者の特定をするために必要な情報は、通信の暗号化の有無のほか、相手方ごと又は用いられたインターネット接続サービスごとにも異なり得る。記載例のような場合のほか、IPアドレス及びタイムスタンプのみで契約者の特定が可能な場合もあれば、IPアドレスと組み合わせられたポート番号を要する場合もあり得る。

(別紙)

投稿記事目録⁷⁸

閲覧用URL `https://○○○`

投稿日時 ○○年○○月○○日○○時○○分

投稿内容 ○○○

接続先IPアドレス⁹ 以下のIPアドレスのうちいずれか

192.168.○○.○○

○○○.○○○.○○○.○

○○○.○○○.○○○.○○

○○○.○○○.○○○.○○○

⁷ 投稿記事を特定するため必要な要素は、相手方の運営するサイトごとに異なる。例えば、特定要素として投稿内容が不要なサイトもあれば、ユーザー名ないしスクリーンネームの記載が有益なサイトや、閲覧用URLに加えて投稿者URLをも要するサイトもある。また、注6のとおり接続先IPアドレスの記載を要するときは、この目録に加えることが考えられる。

⁸ 相手方APに対する開示命令の申立てがプロバイダ責任制限法15条1項2号の「当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立て」に当たることを明示するためには、CPに対する開示命令及び提供命令申立てに係る投稿記事目録の記載と符合させることが望ましい。

⁹ 接続先IPアドレスを記載するに当たっては、当該接続先IPアドレスがCPの用いる電気通信設備に係るものであることを示す資料を提出する必要がある。具体的には、CPから接続先IPアドレスの開示を受けた文書等のほか、CPの接続先URLのドメイン名と接続先IPアドレスとの対応関係をnslookupコマンド等で調査した文献や報告書等が考えられる。

(別紙)

権利侵害の説明

次のとおり、本件記事の投稿によって申立人の名誉が侵害されたことが明らかである。

- 1 本件記事において言及されている〇〇が申立人を指していること（同定可能性）

(略)

- 2 本件記事の投稿により申立人の社会的評価が低下したこと

本件記事は、申立人が……との事実¹⁰を摘示するものであって、申立人が……であるとの印象を与えるから、申立人の社会的評価を低下させるものである。

具体的には… (略)

- 3 本件記事の投稿につき違法性阻却事由の存在をうかがわせる事情がないこと¹¹

(略)

以上

¹⁰ 事実の摘示による名誉毀損と意見論評による名誉毀損とは、判断枠組みが異なる。当該記事が、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人の事項を主張するもの（当該事項について事実の摘示をするもの）と理解されるか否かに留意し、事実の摘示と意見論評の主張とを区別する。

¹¹ この要件は申立人が主張立証すべき事項である。